

内視鏡外科フォーラム東北
ENDOSCOPIC SURGERY FORUM in TOHOKU (ESF-TOHOKU)

会則

第1条（総則・名称）

本会は、内視鏡外科フォーラム東北 ENDOSCOPIC SURGERY FORUM in TOHOKU (ESF-TOHOKU) と称する。

第2条（目的）

本会は東北地区における内視鏡外科手術に関する診療・研究の発展向上と地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は第2条の目的達成のため以下の事業を行う。

- 1) 年1～2回の研究発表会、外部講師による講演会を開催する。
- 2) 関係学会との交流を図る。
- 3) その他本会発展のために必要な事業を行う。

第4条（構成・会員）

1. 会員は、本会の目的に賛同し、内視鏡外科手術に関する診療、研究、看護あるいは事業などに従事しているもので、下記のいずれかに該当するものとする。
 - 1) 正会員 医師および医学研究者
 - 2) 準会員 臨床工学技士、看護師、薬剤師、研修医など
 - 3) 名誉会員 世話人として会務に尽力し 65 歳で退任した者の中から世話人会で推薦された者
2. 会員は所定の年会費を納入した者とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

代表世話人 1名

幹事世話人 若干名

世話人 若干名

監事 2名

第6条（運営）

1. 世話人は会員の中から選出される。その選出は幹事会の議を経て、世話人会で承認される。世話人会は過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
2. 世話人会は、幹事会の決議事項とその他の本会に関する事項を議決する。本会の出席者の過半数で議決される。世話人会は年1回とし、研究会開催時に開催される。世話人会をもって総会に充てる。
3. 幹事世話人は世話人の中から選出される。その選出は、幹事会の議を経て世話人会で承認される。なお、幹事世話人は各地域を代表するものとする。
4. 幹事世話人は幹事会を構成し、本会を運営し会務に関する事項を議決する。幹事会の決議は、過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、過半数で議決される。幹事会は年1回、研究会開催時に開催される。その他、代表世話人が必要と認めたとき開催される。
5. 代表世話人は幹事世話人の互選によって定められ、本会を代表するとともに、会務を総括する。
6. 当番世話人は、幹事会で世話人の中から指名され、世話人会で承認される。当番世話人は、次回ESF-TOHOKU学術集会の開催を実行する。当番世話人の任期は1年とする。当番世話人は、幹事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。
7. 監事は、幹事会の議を経て代表世話人が委嘱する。監事は会計を監査する。監事は幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。
8. 役員任期は3年であるが、再任を妨げない。65歳を超えた場合は役員に選任されない。

第7条（会計・会費）

1. 本会の経費は、年会費・参会費・その他の収入を持って当てる。予算および決算は、幹事会の議を経て世話人会で承認を受ける。
2. 年会費の額は、幹事会において決定し、施行細則に記載する。
3. 参会費と懇親会費は、当番世話人が決定し幹事会で承認する。

第8条（監事）

本会の収支決算は、毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て、幹事会の承認を受ける。

第9条（事務局・当番事務局）

1. 事務局は代表世話人のもとにおき、会員名簿の整理等研究会の運営に必要な諸事務を行い、その運営費は年会費を充てる。

2. ほかに、当番世話人の施設に当番事務局を置き、次回本会開催のための諸事務を行う。

第10条（会則の変更について）

1. 会則の変更は、幹事会の議を経て世話人会の承認を受けるものとする。
2. 幹事会の決議は、3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって過半数で議決される。
3. 世話人会は、3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって過半数で承認する。

付則（施行細則）

1. 年会費は、正会員は2,000円、準会員は1,000円そして名誉会員は無料とする。
2. 本会名称は、腹腔鏡外科フォーラムを平成5年9月18日から変更したものである。
3. 平成14年4月20日、一部改正
4. 平成15年6月15日、一部改正
5. 平成15年12月22日、一部改正
6. 平成16年3月28日、一部改正
7. 平成19年5月26日、一部改正
8. 平成20年4月19日、一部改正
9. 平成21年4月18日、一部改正